

確定給付企業年金法施行規則及び関連通知並びに 厚生年金基金関連通知の一部改正について (概要)

I. 改正の趣旨

平成24年7月6日に取りまとめられた「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」の報告書を踏まえ、A I J被害基金における決算の取扱いの明確化と当面の措置を講じるとともに、企業年金制度のより安定的な財政運営の実現を目的とし、予定利率の引下げの促進及び給付減額の手続きの明確化・簡素化を図るため、以下のとおり見直しを行うものである。

II. 具体的な改正内容

1. A I J投資顧問に投資残高のある厚生年金基金における決算の取扱いについて (厚生年金基金)

(1) 平成23年度決算提出期限前にA I J投資顧問への投資残高が確定しない場合は、平成23年度末におけるA I J投資顧問への投資残高は、当該投資額のうち特定金銭信託口座に残存する現金を除いて全損したものととして計上し、平成24年度以降の投資残高が確定した際に、当該年度の決算において収入として計上すること。

(2) 平成23年度決算提出期限前にA I J投資顧問への投資残高が確定した場合は、A I J投資顧問への投資残高は、当該確定額（特定金銭信託口座に残存する現金を含む。）を計上（ただし、決算手続き上特段の理由がある場合には、当該確定額（特定金銭信託口座に残存する現金を除く。）については平成23年度決算において全損したものとし、平成24年度決算において収入として計上することもできるようにする）。

【「厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号。以下「財政運営基準通知」という。）」関係】

2. A I J投資顧問への投資による損失額への掛金対応について（厚生年金基金）

平成23年度決算における積立不足のうち、A I J投資顧問への投資による損失額に係る積立不足の償却については、最大20年の償却期間を最大30年に延長する。また、特別掛金の段階引上げを用いる場合の最大5年の段階引上げ期間を最大10年に延長することにより、急激な掛金引上げを抑制する。

【財政運営基準通知関係】

3. 有識者会議を受けた財政運営基準等の一部見直しについて

(1) 予定利率の引下げを促進する措置（確定給付企業年金、厚生年金基金）

予定利率の引下げにより生じる積立不足の償却については、最大20年の償却期間を最大30年に延長し、急激な掛金引上げを抑制する。

【確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。）第46条関係】

【「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号）関係】

【財政運営基準通知関係】

(2) 給付減額の手続の明確化・簡素化（確定給付企業年金、厚生年金基金）

① 母体企業の経営状況に係る減額理由である「母体企業の経営悪化」、「掛金負担困難」を「掛金負担困難」に一本化し、該当基準を明確化する。

② 受給者減額時に希望者に対して支給する一時金について、複数の選択肢を設けることを認める。また、減額の対象を同意者のみとする場合は、当該一時金の措置を講じないこととする。

③ 減額の選択肢を追加する規約変更であって、かつ、変更前後の総給付現価及び各加入者、受給者の最低積立基準額が下がらない場合、給付減額として取り扱わないことを明示する。

【規則第5条・6条関係】

【「確定給付企業年金について（平成14年3月29日年発第0329008号）」関係】

【「厚生年金基金の設立認可について（昭和41年9月27日年発第363号）」関係】

【「厚生年金基金の設立要件について（平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号）」関係】

Ⅲ. 施行期日

上記1については平成23年度決算及び財政検証から適用し、上記2及び3については公布日（発出日）から適用する。

確定給付企業年金制度について（平成十四年三月二十九日年発第〇三二九〇〇八号）新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p>確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）</p> <p>第一 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項</p> <p>一 (略)</p> <p>二 給付の額を減額する場合の取扱い</p> <p>(1) 給付の額を減額する場合にあっては、次に掲げる事項について留意すること。</p> <p>① <u>確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号。以下「規則」という。）第五条第二号の理由で給付の額を減額する場合にあっては、確定給付企業年金の直近の給付改善の規約変更時から原則として五年が経過していること。なお、次のアからウのいずれかに該当する場合には規則同条同号に該当するものとして取り扱うこと。</u></p> <p><u>ア 過去五年間程度のうち過半数の期において、実施事業所の事業主（以下、この①において「事業主」という。）の当期純利益がマイナス又はその見込みであること。</u></p> <p><u>イ 給付の額を減額しない場合に掛金が増加する額が事業主の当期純利益の過去五年間程度の平均の概ね一割以上となっていること。</u></p> <p><u>ウ 複数の事業主で確定給付企業年金を実施している場合については、アに該当する事業主が全事業主の概ね五割以上又はイに該当する事業主が全事業主の概ね二割以上となっていること。ただし、一部の事業主が連結決算を行っている場合は、当該事業主を一の事業主として、当該事業主の掛金の増加する額の合計及び連結決算における当期純利益を用いることができること。</u></p> <p>② 規則第五条第三号の「やむを得ないこと」とは、合併等により給付設計の変更を行わなければ給付水準に大幅な格差が生じることとなるため、当該格差を是正する必要がある場合をいうこと（規則第十二条第二号及び規則付則第五条第一項の「やむを得ない」も同様。）。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 規則第六条第一項第二号ロに「その他の当該最低積立基準額が確保される措置」とあるが、例えば、次に掲げるものはこれに該当するものであること。</p> <p><u>ア 規約の変更による給付の額の減額がないものとして算定した最低積立基準額から当該規約の変更による給付に相当する最低積立基準額を控除した額を一時金として支給し、かつ、当該規約の変更による給付を支給する方法。</u></p> <p><u>イ 規約の変更による給付の額の減額がないものとして算定した最低積立基準額を一時金として支給する措置に加えて、次のa又はbその他の給付の額の減額がないものとして合理的に算定した額を一時金として支給する選択肢を追加する方法。</u></p> <p><u>a 規約の変更による給付の額の減額がないものとして、規則第二十六条第三項第一号に規定する予定利率及び予定死亡率により算定される給付に要する費用の予想額の現価に相当する額</u></p> <p><u>b 規約の変更による給付の額の減額がないものとして、規約の定めるところにより算定される一時金として支給する老齢給付金の額</u></p> <p>⑧ (略)</p>	<p>(略)</p> <p>確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）</p> <p>第一 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項</p> <p>一 (略)</p> <p>二 給付の額を減額する場合の取扱い</p> <p>(1) 給付の額を減額する場合にあっては、次に掲げる事項について留意すること。</p> <p>① <u>確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号。以下「規則」という。）第五条第三号の理由で給付の額を減額する場合にあっては、確定給付企業年金の実施又は直近の給付水準の変更時から原則として五年が経過していること。</u></p> <p>② 規則第五条第四号の「やむを得ないこと」とは、合併等により給付設計の変更を行わなければ給付水準に大幅な格差が生じることとなるため、当該格差を是正する必要がある場合をいうこと（規則第十二条第二号及び規則付則第五条第一項の「やむを得ない」も同様。）。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 規則第六条第一項第二号ロに「その他の当該最低積立基準額が確保される措置」とあるが、例えば、規約の変更による給付の額の減額がないものとして算定した最低積立基準額から当該規約の変更による給付に相当する最低積立基準額を控除した額を一時金として支給し、かつ、当該規約の変更による給付を支給することはこれに該当するものであること。</p> <p>⑧ (略)</p>

新	旧
<p>(2) 次のいずれかの場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。ただし、加入者（受給権者を除く。）の給付設計の変更に際し、③に該当する場合は、少なくとも五年度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、①及び②のいずれにも該当しないときは、給付の額の減額として取り扱わないものとする。なお、給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものをを用いることとし、給付の額の算定において、規則第二十八条第一項に規定する指標を用いている場合にあっては、当該指標の直近五年間の実績値の平均値を当該指標の見込みとして用いて計算すること。</p> <p>① 給付設計の変更前後の総給付現価が減少する場合</p> <p>② 一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る給付現価が給付設計の変更によって減少する場合</p> <p>③ 各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合</p> <p><u>なお、加入者及び受給権者等について、新たな給付を、従来の給付との間で選択することができるものとして追加する規約変更であって、かつ、当該規約変更が上記①から③のいずれにも該当しない場合は、給付の額の減額として取り扱わないものとする。</u></p> <p>第二～第八 (略)</p>	<p>(2) 次のいずれかの場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。ただし、加入者（受給権者を除く。）の給付設計の変更に際し、③に該当する場合は、少なくとも五年度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、①及び②のいずれにも該当しないときは、給付の額の減額として取り扱わないものとする。なお、給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものをを用いることとし、給付の額の算定において、規則第二十八条第一項に規定する指標を用いている場合にあっては、当該指標の直近五年間の実績値の平均値を当該指標の見込みとして用いて計算すること。</p> <p>① 給付設計の変更前後の総給付現価が減少する場合</p> <p>② 一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る給付現価が給付設計の変更によって減少する場合</p> <p>③ 各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合</p> <p>第二～第八 (略)</p>

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

◎ 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(給付減額の理由)</p> <p>第五条 令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、加入者である受給権者(給付を受ける権利(以下「受給権」という。)を有する者をいう。以下同じ。)及び加入者であった者(以下「受給権者等」という。)の給付(加入者である受給権者にあつては、当該受給権に係る給付に限る。)の額を減額する場合にあつては、第二号に掲げる理由とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 実施事業所の経営状況の悪化又は掛金の額の大幅な上昇により、 事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため、 給付の額を減額することがやむを得ないこと。</p> <p>三 四 (略)</p> <p>(給付減額の手続)</p> <p>第六条 令第四条第二号の厚生労働省令で定める手続は、次のとおりとする。</p>	<p>(給付減額の理由)</p> <p>第五条 令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、加入者である受給権者(給付を受ける権利(以下「受給権」という。)を有する者をいう。以下同じ。)及び加入者であった者(以下「受給権者等」という。)の給付(加入者である受給権者にあつては、当該受給権に係る給付に限る。)の額を減額する場合にあつては、第二号及び第三号に掲げる理由とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 実施事業所の経営の状況が悪化したことにより、給付の額を減額することがやむを得ないこと。</p> <p>三 給付の額を減額しなければ、掛金の額が大幅に上昇し、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため、給付の額を減額することがやむを得ないこと。</p> <p>四 五 (略)</p> <p>(給付減額の手続)</p> <p>第六条 令第四条第二号の厚生労働省令で定める手続は、次のとおりとする。</p>

一 (略)

二 受給権者等の給付の額を減額する場合にあつては、次に掲げる手続を経ること。

イ (略)

ロ 受給権者等のうち希望する者に対し、給付の額の減額に係る規約の変更が効力を有することとなる日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなし、かつ、当該規約の変更による給付の額の減額がないものとして同項の規定に基づき算定した当該受給権者等に係る最低積立基準額を一時金として支給することその他の当該最低積立基準額が確保される措置を講じていること(受給権者等の全部が給付の額の減額に係る規約の変更に同意する場合を除く。)

254 (略)

(基金の給付減額の理由)

第十二条 令第七条の規定により法第十二条第一項第七号の政令で定める要件について準用することとされた令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、受給権者等の給付の額を減額する場合にあつては、第五条第二号に掲げる理由とする。

一 第五条第一号、第二号及び第四号に掲げる理由

二 法第七十六条第一項の規定により基金が合併する場合、法第七十九条第二項若しくは第八十条第二項の規定により基金が給付の支給に関する権利義務を承継する場合、法百十条の二第三項の規定により基金が厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合又は法第百十二

一 (略)

二 受給権者等の給付の額を減額する場合にあつては、次に掲げる手続を経ること。

イ (略)

ロ 受給権者等のうち希望する者に対し、給付の額の減額に係る規約の変更が効力を有することとなる日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなし、かつ、当該規約の変更による給付の額の減額がないものとして同項の規定に基づき算定した当該受給権者等に係る最低積立基準額を一時金として支給することその他の当該最低積立基準額が確保される措置を講じていること。

254 (略)

(基金の給付減額の理由)

第十二条 令第七条の規定により法第十二条第一項第七号の政令で定める要件について準用することとされた令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、受給権者等の給付の額を減額する場合にあつては、第五条第二号及び第三号に掲げる理由とする。

一 第五条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる理由

二 法第七十六条第一項の規定により基金が合併する場合、法第七十九条第二項若しくは第八十条第二項の規定により基金が給付の支給に関する権利義務を承継する場合、法百十条の二第三項の規定により基金が厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合又は法第百十二

条第四項の規定により基金が厚生年金基金の権利義務を継承する場合であつて、給付の額を減額することにつきやむを得ない事由があること。

(特別掛金)

第四十六条 前条第一項の補足掛金額のうち過去勤務債務の額(第四十三条の規定に基づき計算した給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から標準掛金額の予想額の現価に相当する額と積立金の額を合算した額を控除した額をいう。以下同じ。)に係る掛金の額(以下「特別掛金額」という。)は、次のいずれかの方法により計算されなければならない。

一 四 (略)

2 4 (略)

5 今回の財政計算において第四十三条第二項第一号に規定する予定利率を引き下げる場合にあつては、特別掛金額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。この場合において、第一号に掲げる額の計算に係る第一項第一号、第二号又は第四号の規定の適用については、予定償却期間を三年以上三十年以内の範囲内においてあらかじめ規約で定めた期間とする。

一 過去勤務債務の額のうち、今回の財政計算において計算した数理債務の額(給付に要する費用の額の予想額の現価に相当する額から標準掛金額の予想額の現価に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。)から前回の財政計算において計算した過去勤務債務の額のうち償却されていない額を控除した額から、当該予定利率を引き下げるものとして計算した数理債務の額から前回の財

条第四項の規定により基金が厚生年金基金の権利義務を継承する場合であつて、給付の額を減額することにつきやむを得ない事由があること。

(特別掛金)

第四十六条 前条第一項の補足掛金額のうち過去勤務債務の額(第四十三条の規定に基づき計算した給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から標準掛金額の予想額の現価に相当する額と積立金の額を合算した額を控除した額をいう。以下同じ。)に係る掛金の額(以下「特別掛金額」という。)は、次のいずれかの方法により計算されなければならない。

一 四 (略)

2 4 (略)

政計算において計算した過去勤務債務の額のうち償却されていない額を控除した額を控除して得た額（次号及び第六項において「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」という。）について、
第一項第一号、第二号又は第四号の規定に基づき計算した額
二 過去勤務債務の額から予定利率引下げによる過去勤務債務の額を控除した額について、第一項から前項までのいずれかの規定に基づき計算した額

6 前回の財政計算において計算した予定利率引下げによる過去勤務債務の額の償却が完了していない場合にあつては、特別掛金額は、第二項及び第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。

- 一 前回の財政計算において計算した特別掛金額のうち、予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る部分の額
- 二 今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額から前回の財政計算において計算した予定利率引下げによる過去勤務債務の額のうち償却されていない額を控除した額について、第一項から第四項までのいずれかの規定に基づき計算した額

（積立上限額の算定方法）

第六十二条 当該事業年度の末日における積立上限額は、次のいずれか大きい額に一・五を乗じて得た額とする。

- 一 次の要件を満たす基礎率を用いて計算した当該事業年度の末日における数理債務の額

イゝハ （略）

二 （略）

第六十二条 当該事業年度の末日における積立上限額は、次のいずれか大きい額に一・五を乗じて得た額とする。

- 一 次の要件を満たす基礎率を用いて計算した当該事業年度の末日における数理債務の額（給付に要する費用の額の予想額の現価から標準掛金額の予想額の現価を控除した額をいう。以下同じ。）

イゝハ （略）

二 （略）

年 発 〇 〇 〇 〇 第 〇 号
平成 2 4 年 〇 月 〇 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
(公印省略)

A I J 投資顧問に投資残高のある厚生年金基金における財政運営についての特例的扱い等及び「厚生年金基金における財政運営について」等の一部改正について

A I J 投資顧問に投資残高のある厚生年金基金における決算の取扱い及び「厚生年金基金の財政運営について（平成八年六月二十七日年発第三三二一号）」（以下、「厚生年金基金の財政運営について」という。）の特例的扱いを下記第 1 及び第 2 に定め、「厚生年金基金の財政運営について」並びに「厚生年金基金の設立認可について（昭和四十一年九月二十七日年発第三六三号）」の一部を下記第 3 から第 4 のとおり改正し、第 5 のとおり実施することとしたので、貴管下の厚生年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

記

第 1 A I J 投資顧問に投資残高のある厚生年金基金における決算の取扱いを次のとおり定める。

- 1 平成 2 3 年度決算の提出期限である平成 2 4 年 9 月 3 0 日までに A I J 投資顧問への投資残高が確定しない場合は、平成 2 3 年度末における A I J 投資顧問への投資残高は、当該投資額のうち特定金銭信託口座に残存する現金を除いて全損したのものとして計上し、平成 2 4 年度以降の当該投資残高が確定した年度の決算において収入として計上すること。

この場合において、平成 2 3 年度における当該全損した額は損益計算書の費用勘定の「運用損失」中「信託資産に係る当期運用損失」として計上し、A I J 投資顧問への投資残高が確定した年度において、投資残額を損益計算書の収益勘定の「特別収入」中「雑収入」として計上すること。

- 2 平成 2 3 年度決算の提出期限前に A I J 投資顧問への投資残高が確定した場合は、A I J 投資顧問への投資残高は、当該確定額を計上すること。なお、この場合において、決算手続き上の理由により、当該確定額（特定金銭信託口座に残存する現金を除く。）については平成 2 3 年度決算においては全損したものとし、平成 2 4 年度決算において収入として計上することもできること。

第 2 A I J 投資顧問に投資残高のある厚生年金基金における財政運営についての

特例的扱いを次のとおり定める。

- 1 前記第1に該当する厚生年金基金については、前記第1により生じた過去勤務債務の額について、次の①、②のいずれか又はその組合せにより特別掛金を計算できること。なお、次回以降の財政計算において、前記第1により生じた過去勤務債務の額の償却が完了していない場合については、当該過去勤務債務の額に係る特別掛金を据え置くことができること。
 - ① 厚生年金基金の財政運営について（平成八年六月二十七日年発第三三二一号）の別紙の「厚生年金基金財政運営基準」（以下「財政運営基準」という。）の第四の四の（6）及び（7）のア、イ若しくはエの規定にかかわらず、前記（6）のイ中「基準日から起算して二十年以内」を「基準日から起算して三十年以内」と読み替えて適用する前記（6）及び（7）のア、イ若しくはエのいずれかにより特別掛金を計算する方法
 - ② 財政運営基準の第四の四の（7）のエの規定にかかわらず、同エ中「財政計算の基準日の翌々日から起算して五か年以内」を「財政計算の基準日の翌々日から起算して十か年以内」に読み替えて適用する同エにより特別掛金額を計算する方法

第3 財政運営基準の一部について次のとおり改正する。

- 1 財政運営基準の第四の四の（9）のオの次にカとして次を加える。

カ 今回の財政計算において前記（2）のアに規定する予定利率を引き下げ場合は、特別掛金は、次の①及び②の額を合算した額とすることができること。

- ① 過去勤務債務の額のうち、今回の財政計算において計算した数理債務から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額（代行部分に係る額を除く）を控除した額から予定利率を引き下げないものとして計算した当該額を控除した額（以下「予定利率引き下げによる過去勤務債務の額」という。）については、前記（6）のイ中「基準日から起算して二十年以内」とあるのは「基準日から起算して三十年以内」と読み替えて適用する前記（6）又は（7）のア、イ若しくはエのいずれかにより計算した特別掛金の額
- ② 過去勤務債務の額から予定利率引き下げによる過去勤務債務の額を控除した額について、前記（6）又は（7）のいずれかにより計算した特別掛金の額

また、前回以前の財政計算において発生した予定利率引き下げによる過去勤務債務の額の償却が完了していない場合にあつては、特別掛金の額は、次の③と④の額を合算した額とすることができること。

- ③ 前回の財政計算において計算した予定利率引き下げによる過去勤務債務

の額に係る特別掛金の額

- ④ 過去勤務債務の額から予定利率引き下げによる過去勤務債務のうち償却していない額を控除した額について、前記（６）又は（７）のいずれかにより計算した特別掛金の額

第４ 「厚生年金基金の設立認可について（昭和四十一年九月二十七日年発第三六三号）」の別紙の「厚生年金基金設立認可基準」の一部を次のように改正する。

- １ 第三の七の(1)のイを次のように改め、ウを削り、エをウとし、オをエとする。

イ 直近の給付改善の規約変更時から原則として５年が経過しており、かつ、給付設計を変更しなければ掛金の負担が困難になると見込まれるなど、給付設計の変更がやむを得ないと認められる場合

- ２ 第三の七の(5)のウを次のように改める。

ウ 受給者等のうち、希望する者は、給付水準の引下げがないものとして算定した当該者に係る最低積立基準額に相当する額（個々人の年金額が代行部分相当額を超えるため、代行部分相当額に一定の額を加えた年金額に相当する最低積立基準額に相当する額を除く。）を一時金として受け取ることができることその他の当該最低積立基準額が確保される措置を講じていること（受給者等の全部が給付の額の減額に係る規約の変更による給付の額の減額に同意している場合を除く）。

第５ 前記第１については平成２３年度決算及び財政検証から適用し、前記第２から第４についてはこの通知の発出の日から適用する。

確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成十四年三月二十九日年企発第〇三二九〇〇三号・年運発第〇三二九〇〇二号）

新旧対照表

新			旧		
(略) 一. ～八. (略) (別紙1) 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準 (略)			(略) 一. ～八. (略) (別紙1) 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準 (略)		
規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領	規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領
(略) 一～三 掛金の拠出に 関する事項	(略) (1) 規約に定める掛金 (略) ・掛金の額は、給付に要する費用の額の予想額及び予定運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。(法第五十七条)	(略) (略) ・法第五十七条の基準に照らして適正に掛金が計算されていること。具体的には、年金数理人が確認（簡易な基準に基づく確定給付企業年金にあつては、当分の間は、受託機関の記名）した掛金の計算の基礎を示した書類又は財政再計算報告書が添付されていること。 (主な確認事項) ・予定利率が下限予定利率を下回っていないこと。 ・死亡率が基準死亡率に規則第四十三条第二項第二号に掲げる率を乗じたものとなっていること。 ・次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の計算は、規則第四十四条各号に掲げる要因について計算されており、それに係る特例掛金は次回財政再計算時に終了するものとなっていること。 ・掛金の額は、標準掛金、特別掛金、特例掛金、その他の掛金に区別されていること。 ・特別掛金は、規則第四十六条第一項第一号、第二号又は第四号の方法の場合、その償却	(略) 一～三 掛金の拠出に 関する事項	(略) (1) 規約に定める掛金 (略) ・掛金の額は、給付に要する費用の額の予想額及び予定運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。(法第五十七条)	(略) (略) ・法第五十七条の基準に照らして適正に掛金が計算されていること。具体的には、年金数理人が確認（簡易な基準に基づく確定給付企業年金にあつては、当分の間は、受託機関の記名）した掛金の計算の基礎を示した書類又は財政再計算報告書が添付されていること。 (主な確認事項) ・予定利率が下限予定利率を下回っていないこと。 ・死亡率が基準死亡率に規則第四十三条第二項第二号に掲げる率を乗じたものとなっていること。 ・次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の計算は、規則第四十四条各号に掲げる要因について計算されており、それに係る特例掛金は次回財政再計算時に終了するものとなっていること。 ・掛金の額は、標準掛金、特別掛金、特例掛金、その他の掛金に区別されていること。 ・特別掛金は、規則第四十六条第一項第一号、第二号又は第四号の方法の場合、その償却

新			旧		
三一四～三一十一 (略)	(2)～(5) (略)	<p>期間が三年以上二十年以内 (今回の財政計算において予 定利率を引き下げるときは、 予定利率引下げによる過去勤 務債務の額については三年以 上三十年以内)、同条第三号の 場合、その償却割合が十五% 以上五十%以内となっている こと。</p> <p>(略) (略)</p>	三一四～三一十一 (略)	(2)～(5) (略)	<p>期間が三年以上二十年以内、 同条第三号の場合、その償却 割合が十五%以上五十%以内 となっていること。</p> <p>(略) (略)</p>
別紙2～7 (略) 様式A1～F3 (略)			別紙2～7 (略) 様式A1～F3 (略)		

厚生年金基金の財政運営について（平成八年六月二十七日年発第三三二一号）新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p>別紙</p> <p>厚生年金基金財政運営基準</p> <p>(目次)(略)</p> <p>第一～第三 (略)</p> <p>第四 財政計算</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 掛金の算定方法</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 留意事項</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 今回の財政計算において前記(2)のアに規定する予定利率を引き下げの場合 は、特別掛金は、次の①及び②の額を合算した額とすることができること。</p> <p>① <u>過去勤務債務の額のうち、今回の財政計算において計算した数理債務から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額(代行部分に係る額を除く)を控除した額から予定利率を引き下げないものとして計算した当該額を控除した額(以下「予定利率引き下げによる過去勤務債務の額」という。)については、前記(6)のイ中「基準日から起算して二十年以上」とあるのは「基準日から起算して三十年以内」と読み替えて適用する前記(6)又は(7)のア、イ若しくはエのいずれかにより計算した特別掛金の額</u></p> <p>② <u>過去勤務債務の額から予定利率引き下げによる過去勤務債務の額を控除した額について、前記(6)又は(7)のいずれかにより計算した特別掛金の額</u> また、<u>前回以前の財政計算において発生した予定利率引き下げによる過去勤務債務の額の償却が完了していない場合にあっては、特別掛金の額は、次の③と④の額を合算した額とすることができること。</u></p> <p>③ <u>前回の財政計算において計算した予定利率引き下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額</u></p> <p>④ <u>過去勤務債務の額から予定利率引き下げによる過去勤務債務のうち償却していない額を控除した額について、前記(6)又は(7)のいずれかにより計算した特別掛金の額</u></p> <p>五～八 (略)</p> <p>第五～第十四 (略)</p> <p>別表1～4 (略)</p> <p>別添1～別添2 (略)</p> <p>様式①～様式⑰ (略)</p>	<p>(略)</p> <p>別紙</p> <p>厚生年金基金財政運営基準</p> <p>(目次)(略)</p> <p>第一～第三 (略)</p> <p>第四 財政計算</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 掛金の算定方法</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 留意事項</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>五～八 (略)</p> <p>第五～第十四 (略)</p> <p>別表1～4 (略)</p> <p>別添1～別添2 (略)</p> <p>様式①～様式⑰ (略)</p>

厚生年金基金の設立要件について（平成元年三月二十九日企年発第二三号・年数発第四号）新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p>別紙 厚生年金基金設立認可基準取扱要領</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項は認可基準の第三で示されているところであるが、この運用に当たっては次の点に留意すること。 一～七</p> <p>八 次のいずれか一の場合に該当するときは、認可基準第三の七における給付水準が下がる場合として取り扱うこと。ただし、加入員（受給者を除く。）の給付設計の変更に際し、（3）に該当する場合は、少なくとも五年程度は各加入員に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、（1）及び（2）のいずれにも該当しないときは、給付水準が下がる場合として取り扱わないものとする。なお、給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとし、加算年金の額を前記四の（5）の①のウに規定する方法により算定している基金にあっては、当該加算年金の額の再評価等に用いる指標として、当該指標の過去五年間の実績値の平均を当該指標の予測値として計算するものとする。</p> <p>（1）給付設計の変更前後の総給付現価が減少する場合 （2）一部の加入員又は受給者等について、当該者に係る総給付現価が給付設計の変更によって減少する場合 （3）各加入員又は各受給者等の最低積立基準額が減少する場合 なお、加入員及び受給者等について、新たな給付を、従来の給付との間で選択することができるものとして追加する規約変更であって、かつ、当該規約変更が前記（1）から（3）のいずれにも該当しない場合は、給付水準が下がる場合として取り扱わないものとする。</p> <p>九～十一 (略)</p> <p>十二 次のアからウのいずれかに該当する場合には認可基準の第三の七の（1）のイに該当するものとして取り扱うこと。 ア 過去5年間程度のうち過半数の期において、設立事業所の事業主（以下、この十二において「事業主」という。）の当期純利益がマイナス又はその見込みであること。 イ 給付の額を減額しない場合に掛金が増加する額が事業主の当期純利益の過去5年間程度の平均の概ね1割以上となっていること ウ 連合設立及び総合設立の基金については、アに該当する事業主が全事業主の概ね5割以上又はイに該当する事業主が全事業主の概ね2割以上となっていること。 なお、一部の事業主が連結決算を行っている場合は、当該事業主を一の事業主として、当該事業主の掛金の増加する額の合計及び連結決算における当期純利益を用いることができること。</p> <p>十三 認可基準第三の七の（5）のウに「その他の当該最低積立基準額が確保される措置」とあるのは、例えば、次に掲げるものはこれに該当するものであること。</p>	<p>(略)</p> <p>別紙 厚生年金基金設立認可基準取扱要領</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項は認可基準の第三で示されているところであるが、この運用に当たっては次の点に留意すること。 一～七</p> <p>八 次のいずれか一の場合に該当するときは、認可基準第三の七における給付水準が下がる場合として取り扱うこと。ただし、加入員（受給者を除く。）の給付設計の変更に際し、（3）に該当する場合は、少なくとも五年程度は各加入員に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、（1）及び（2）のいずれにも該当しないときは、給付水準が下がる場合として取り扱わないものとする。なお、給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとし、加算年金の額を前記四の（5）の①のウに規定する方法により算定している基金にあっては、当該加算年金の額の再評価等に用いる指標として、当該指標の過去五年間の実績値の平均を当該指標の予測値として計算するものとする。</p> <p>（1）給付設計の変更前後の総給付現価が減少する場合 （2）一部の加入員又は受給者等について、当該者に係る総給付現価が給付設計の変更によって減少する場合 （3）各加入員又は各受給者等の最低積立基準額が減少する場合</p> <p>九～十一 (略)</p>

新	旧
<p>ア <u>給付水準の引下げがないものとして算定した最低積立基準額から給付水準の引下げ後の最低積立基準額を控除した額を一時金として支給し、かつ、給付水準の引き下げ後の年金を支給する方法</u></p> <p>イ <u>給付水準の引下げがないものとして算定した最低積立基準額に相当する額（代行部分相当額に一定の額を加えた年金額に相当する最低積立基準額に相当する額を除く。）を一時金として支給する措置に加えて、次の a 又は b その他の給付水準の引下げがないものとして合理的に算定した額を一時金として支給する選択肢を追加する方法</u></p> <p>a <u>給付水準の引下げがないものとして、第二の四の（5）の②に規定する予定利率及び予定死亡率により算定する給付現価相当額（代行部分相当額に一定の額を加えた年金額に相当する額を除く。）</u></p> <p>b <u>給付水準の引下げがないものとして、規約の定めるところにより算定する選択一時金の額</u></p> <p>第三～第六（略）</p>	<p>第三～第六（略）</p>

厚生年金基金の設立認可について（昭和四十一年九月二十七日年発第三六三号）新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p>別紙 厚生年金基金設立認可基準</p> <p>第一～第二 (略)</p> <p>第三 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 給付設計の変更にあたっては給付水準が下がらないことを原則とするが、やむを得ず、給付水準が下がる場合にあっては、次の(1)～(5)の要件をすべて満たしていること。</p> <p>(1) 次のア～エのいずれかの場合に該当していること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>直近の給付改善の規約変更時から原則として5年が経過しており、かつ、給付設計を変更しなければ掛金の負担が困難になると見込まれるなど、給付設計の変更がやむを得ないと認められる場合</u></p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 給付設計の変更日における受給者及び受給待期脱退者（以下「受給者等」という。）の変更後の年金額が変更前より下回っていないこと。</p> <p>ただし、基金の存続のため受給者等の給付水準の引き下げが真にやむを得ないと認められる場合であって、事業主、加入員及び受給者等の三者による協議の場を設けるなど受給者等の意向を十分に反映させる措置が講じられた上で、次のア～ウの要件を全て満たしている場合には、この限りでないこと。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 受給者等のうち、希望する者は、<u>給付水準の引下げがないものとして算定した当該者に係る最低積立基準額に相当する額（個々の年金額が代行部分相当額を超えるため、代行部分相当額に一定の額を加えた年金額に相当する最低積立基準額に相当する額を除く。）を一時金として受け取ることができることその他の当該最低積立基準額が確保される措置を講じていること（受給者等の全部が給付の額の減額に係る規約の変更同意している場合を除く）。</u></p> <p>八～九 (略)</p> <p>第四～第八 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>別紙 厚生年金基金設立認可基準</p> <p>第一～第二 (略)</p> <p>第三 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 給付設計の変更にあたっては給付水準が下がらないことを原則とするが、やむを得ず、給付水準が下がる場合にあっては、次の(1)～(5)の要件をすべて満たしていること。</p> <p>(1) 次のア～オのいずれかの場合に該当していること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>基金を設立している企業の経営状況が、債務超過の状態が続く見込みであるなど著しく悪化している場合（連合設立及び総合設立の基金にあっては、設立事業所の大部分において経営状況が著しく悪化している場合）</u></p> <p>ウ <u>設立時又は直近の給付水準の変更時から5年以上が経過しており、かつ、給付設計を変更しなければ掛金が大幅に上昇し掛金の負担が困難になると見込まれるなど、給付設計の変更がやむを得ないと認められる場合</u></p> <p>エ～オ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 給付設計の変更日における受給者及び受給待期脱退者（以下「受給者等」という。）の変更後の年金額が変更前より下回っていないこと。</p> <p>ただし、基金の存続のため受給者等の給付水準の引き下げが真にやむを得ないと認められる場合であって、事業主、加入員及び受給者等の三者による協議の場を設けるなど受給者等の意向を十分に反映させる措置が講じられた上で、次のア～ウの要件を全て満たしている場合には、この限りでないこと。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 受給者等のうち、希望する者は、当該者に係る最低積立基準額に相当する額（個々の年金額が代行部分相当額を超えるため、代行部分相当額に一定の額を加えた年金額に相当する最低積立基準額に相当する額を除く。）を一時金として受け取ることができること。</p> <p>八～九 (略)</p> <p>第四～第八 (略)</p>